

令和2年4月28日

保護者の皆様

京都市立明親小学校
校長 緩詰 研二

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業期間の延長について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、またこの間、新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、政府による緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、京都府は「特定警戒都道府県」に指定されている状況にあります。これらの措置は、現時点においては5月6日までが期限となっており、4月28日時点では、国において指定の延長、または解除等が示されておりませんが、本市の感染状況が引き続き警戒を緩めることができない状態にあることや、5月7日以降の対応について、児童生徒や保護者等の皆様への周知期間を確保し、各ご家庭及び学校・園における準備を円滑に進めていく必要があるため、教育委員会において、当面、5月17日（日）まで臨時休業期間を延長し、更に、その後の対応については、政府による緊急事態宣言及び京都府による緊急事態措置の継続状況を踏まえ、改めて決定することが示されました。

そこで本校においても、下記のとおり臨時休業を延長しますので、ご連絡申し上げます。

記

1 臨時休業期間の延長について

（1）延長期間

臨時休業を、5月17日（日）まで延長し、以降の取扱いについては、今後、政府による緊急事態宣言及び京都府による緊急事態措置の継続状況を踏まえ、改めてお知らせします。

（2）特例預かり等の実施について（小学校）

京都府が、緊急事態宣言の中でも「特別警戒地域」に指定されている現状を踏まえ、より一層、ご家庭でお過ごしいただくことへのご協力をお願いいたします。そのうえで、やむを得ずご家庭で過ごすことが難しい子どもたちに限り、引き続き、特例預かりを実施します。

詳細については、別途配信します「臨時休業期間中の児童の特例預かりの実施について」をご覧ください。

2 臨時休業期間の対応等

- (1) 緊急事態宣言が京都府に発出されている趣旨も踏まえ、引き続き、期間中は不要不急の外出を控え、できるだけ子どもたちが自宅で過ごせるよう、各ご家庭でも指導してください。また、早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣を維持するとともに、適宜、保護者と一緒に散歩をするなど、戸外での軽い運動も行うようにしてください。
- (2) 学習面については、以下のいずれかの方法により、補助教材や学習プリント等を活用した休業中の新たな学習課題をお渡しします。計画的に家庭学習が行えるよう、各ご家庭でも、適切な指導をお願いいたします。
- ア) 5月7, 8日に特例預かりで登校する機会のある児童には、その際にお渡します。
- イ) 5月7, 8日に特例預かりで登校する機会のないご家庭で、7日（全日）、8日（午前中まで）のいずれかに保護者の方が学校に取りに来ていただける場合、その際にお渡します。ご協力いただけますと助かります。よろしくお願ひいたします。その際、子どもたちのご家庭での様子もお知らせください。
- ウ) ア、イに当てはまらないご家庭については、8日の午後に、家庭訪問、郵便受けへの投函などにより、お届けさせていただきます。
- なお、家庭訪問を行う際には、事前にご家庭へ連絡したうえで、マスクの着用等、感染拡大防止対策を徹底します。
- (3) 4月7日付のお知らせ「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業期間中の健康管理について」に添付しております「健康観察票」をもとに、引き続き、子どもたちと一緒に健康観察に取り組み、子どもたちはもとより、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していただくよう、お願いいたします。
- (4) 以下の場合は、すみやかに学校（電話 075-631-2077）へ連絡してください。なお、臨時休業期間中は、電話対応終了時刻及び学校閉門時刻を午後6時としております。ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- 御家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた